

《 建築形態制限一覧表 》

用途地域 規制項目		第一種住居地域 第2種住居地域	商業地域	用途地域の 指定のない区域	
建ぺい率（％）		60	80	60	
容積率（％）	都市計画で定める割合	200	300	200	
	前面道路幅員が12m未満の場合	幅員×40％	幅員×60％	幅員×60％	
斜 線 規 制	道路斜線	勾配	1.25	1.5	
	隣地斜線	立上がり（m）	20	31	20
		勾配	1.25	2.5	1.25
	北側斜線	立上がり（m）	—	—	—
		勾配	—	—	—
日 影 規 制	対象建築物		高さが10mを超える建築物	—	高さが10mを超える建築物※
	測定面（m）		4	—	4※
	規制値	5mライン時間	5	—	5※
		10mライン時間	3	—	3※
外壁の後退距離		—	—	—	
絶対高さ制限		—	—	—	
高度地区		—	—	—	
防火・準防火地域		—	準防火地域	—	
建築基準法第22条（屋根）		○	—	○	
建築基準法第23条（外壁）		○	—	○	
景観地区・風致地区		—	—	—	
地区計画・建築協定		—	—	—	
宅地造成等工事規制区域		○	○	○	

※無指定地域においては、リゾート法の特定地域内のみ日影規制の対象となります。（千葉県建築基準法施行条例による）

《 リゾート法（総合保養地域整備法）の特定地域 》

【白潟 地区】中里・鷲・幸治・八斗・古所

【南白亀地区】五井・牛込・浜宿・刺金

【関 地区】関（一部）

* 床面積の合計が500㎡を超え、かつ、高さが13mを超えるリゾートマンション等のような共同住宅等に対する安全確保
関する基準については、長生土木事務所と協議。（千葉県建築基準法施工条例による規制があるため）

《 自然公園区域 》

【普通地域】県道飯岡一宮線から九十九里有料道路周辺

* 高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超える建築物は、長生土木事務所へ届出を要する。
また、千葉県環境生活部自然保護課と事前協議を要する。
* 区域は、各自然公園の区域図参照。境界付近については、長生土木事務所または自然保護課に必ず確認。